

企業版ふるさと納税マッチング支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務名（業務場所）

企業版ふるさと納税マッチング支援業務（岡崎市指定場所）

2 業務内容

別紙「業務仕様書のとおり」

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日（日）までとする。

4 契約上限額

本業務は、成果報酬型とし、本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税による寄附金額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。見積書には受託料率を示すこと。

5 受託者の選定方式

本業務の受託者の選定は、岡崎市設計等業務に係るプロポーザル方式等実施要綱第3条第2号に定める公募型プロポーザル方式により行う。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本公募の公告から参加申込書提出期限までに本市から入札参加停止措置を受けていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと
- (6) 国税、県税及び市区町村税を滞納していないこと

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い、著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

また、本市は応募者に無断で本事業以外の目的で提出書類を使用しない。ただし、本事業に係る情報公開請求があった場合は、岡崎市情報公開条例（平成11年条例第31号）の規定に基づき、提出書類を公開することができるものとする。

(3) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(4) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(5) 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書又は提案書を無効にする。

8 事業スケジュール

	項目	日程
1	事業実施の公告、実施要領等の交付開始	令和5年4月24日（月）
2	実施要領等に関する質問の受付	令和5年4月24日（月）～ 令和5年5月8日（月）
3	質問への回答	～令和5年5月12日（金）
4	参加申込書、提案書の受付	令和5年5月15日（月）～ 令和5年5月24日（水）
5	プレゼンテーション審査	令和5年6月7日（水）
6	優先交渉権者の決定、選考結果の通知（予定）	令和5年6月12日（月）
7	契約内容についての詳細協議	～令和5年6月下旬
8	事業契約の締結	～令和5年7月上旬

9 実施要領等の交付

(1) 交付場所

本市ホームページに掲載

(2) 交付内容

ア 実施要領

イ 業務仕様書（別紙1）

ウ 評価基準（別紙2）

エ 様式（第1号～5号）

10 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年4月24日（月）～令和5年5月8日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式第4号）を使用すること。なお、受付は電子メールに限り、件名を「企業版ふるさと納税マッチング支援業務プロポーザルに関する質問」とし、質問書の提出後に岡崎市総合政策部企画課へ電話でメールの到着を確認すること。

(3) 提出先及びメールの到着の確認先

岡崎市総合政策部企画課

電子メール kikaku@city.okazaki.lg.jp

電話 0564-23-6812（直通）

(4) 質問への回答方法

本市ホームページで随時公開するものとし、令和5年5月12日（金）午後5時までに全ての回答を公開する。

11 参加申込書・提案書の提出等

(1) 提出日時 令和5年5月15日（月）～令和5年5月24日（水）午後5時まで

(2) 提出先 岡崎市総合政策部企画課（東庁舎5階）

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出日時内に必着）

(4) 提出書類

次に掲げる書類について、ア、イ、ウを1部、エを綴じたものを10部（正1部、副9部）提出することとし、A4サイズ以外の書類についてはA4サイズに折り込むこと。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 役員等氏名一覧表（様式第2号）

ウ 提案書提出届（様式第3号）

エ 提案書（任意様式、「12 提案書の作成方法」によるものとする。）

12 提案書の作成方法

(1) 書式

用紙はA3サイズ（横）とし、枚数は6枚以内（片面印刷）とすること。使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。ただし、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

(2) 記載内容

次の内容を記載すること。ただし、副本には社名を記載しないこと。

ア 業務体制

業務の履行に関する業務体制を記載すること。

イ 事業スケジュール

履行期間における取組スケジュールを記載すること。

ウ 寄附依頼企業の選定に関する提案

寄附依頼企業の選定方法について記載すること。

エ 支援内容

企業の関心や寄附意欲を高めるための事業の企画、企業に紹介する実施事業の選定、及び実施事業紹介の資料作成に関する支援内容を記載すること。

オ 依頼方法

企業への寄附の依頼方法を記載すること。

カ 事業実績

類似事業の取組実績を記載すること。

キ その他の提案

アからカまでの内容以外に、本市にとって有益性のある創意工夫の提案を記載すること。

13 プレゼンテーション審査

(1) 開催日

令和5年6月7日（水）

※1 開催場所、開催時間、注意事項等については応募者に別途通知する。

※2 プレゼンテーション審査の順番については、本市が抽選を行い決定する。

(2) 説明時間

各応募者の説明時間は20分とし、説明者は本事業に主に携わる予定の担当者とする。質疑応答時間については20分とし、計40分とする。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

イ 出席者は5名以内とする。

ウ プレゼンテーションは、参加者名を伏せて行うため、自己紹介等、参加者名が特定される行為を一切行わないこと。

エ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したスクリーンを使用することができる。ただし、スクリーンを除くプレゼンテーションに必要な機器（パソコン、プロジェクター、パソコンとプロジェクターをつなぐケーブル、電源コード等）等は、応募者が持参すること。

オ 説明時にプロジェクターで投影する資料は、提出書類とは別に作成することを可とする。ただし、内容については、提出書類に記載された範囲内で、説明用に編集を加えたものとする。この場合、説明資料（社名は記載しないこと）を10部印刷してプレゼンテーション審査当日に提出すること。

カ 全ての参加者のプレゼンテーションが終了した後、引き続き提案の審査を行う。

14 提案の審査及び優先交渉権者の決定

- (1) 提案の審査については、企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、提出書類及びプレゼンテーションを基に総合的に審査を行う。
- (2) 選定委員会の委員(以下「委員」という。)は、「評価基準」に基づき各応募者の評価点を算出する。評価項目ごとに各委員の採点の平均点を算出し、合計した点数が基準点(60点)を上回った事業者で、高い者から3者を優先交渉権者とし、次に低い者を次点交渉権者とする。
- (3) 同点により優先交渉権者が4者以上になった場合は、提案見積額(受託料率)がより低い者を優先交渉権者とし、次に低い者1者を次点交渉権者とする。提案見積額(受託料率)が同額であった場合は、選定委員会の決するところによる。
- (4) 応募者が1者の場合でも、あらかじめ定めた基準点に達しない者は優先交渉権者として決定しない。
- (5) 選考は次の5名の委員により行う。
委員長 岡崎市総合政策部長
委員 岡崎市総合政策部企画課長
委員 岡崎市総合政策部秘書課長
委員 岡崎市総合政策部広報課長
委員 岡崎市経済振興部商工労政課長

15 選考結果の通知及び公表

- (1) 通知日
令和5年6月12日(月)
- (2) 通知方法
参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。また、選考結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 選考結果の公表
次に掲げる情報については、選考結果通知後に本市ホームページで公開する。
ア 優先交渉権者の事業者名及び所在地
イ 次点交渉権者の事業者名及び所在地

16 契約締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該業務委託契約を締結する。なお、本市と優先交渉権者の協議の結果、当初の契約に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

17 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ 指定する様式及び記載上の留意事項等に示す条件に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 見積書に記載された受託料率が20%を超える場合
 - カ 選定委員に故意に接触を図る、若しくはその他選定の公平性に影響を与える行為をした場合
- (2) 契約内容の協議に応じなかった場合
- (3) この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は関係者に対して援助を直接又は間接に求めた場合
- (4) 提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をした場合
- (5) 「6 参加資格要件」に定める資格を失った場合
- (6) 応募者が暴力団員等であることが判明した場合
- (7) 優先交渉権者の都合により、提案内容から著しい変更が必要となった場合
- (8) その他不正な行為があった場合

18 その他

- (1) 本市は優先交渉権者決定後、契約内容について優先交渉権者の提案に拘束を受けないものとする。
- (2) 参加申込書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、辞退による応募者への不利益は生じない。
- (3) 本業務の契約については単年度契約とするが、良好な業務履行が確認された場合は、業務期間を3年間まで延長することができるものとする。ただし、岡崎市議会において予算が可決されなかった場合はこの限りではない。

19 問合せ先

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市総合政策部企画課企画1係
電 話 0564-23-6812 F A X 0564-23-6229
電子メール kikaku@city.okazaki.lg.jp
担 当 者 中村・武藤